

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯の減免額

「表1」で算出した対象保険料額に、「表2」の令和3年（2021年）の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額（ $(A \times B / C) \times (d)$ ）

【減免額の計算式】

対象保険料額	×	減額又は免除の割合	=	保険料減免額
$(A \times B / C)$		(d)		

(表1)

対象保険料額 = $A \times B / C$
A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額
B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和3年（2021年）の所得額 (減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した令和3年（2021年）の合計所得金額

(表2)

主たる生計維持者の 令和3年（2021年）の合計所得金額	減額又は免除の割合（d）
300万円以下であるとき	全額免除
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

(注1) 【表2】の減免割合の算出にあたっては、世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の令和3年（2021年）の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除すること。

(注2) 現行の非自発的失業者の保険料軽減制度の対象となる者については、今回の措置による給与収入の減少に伴う保険料の減免は行わない。

非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれるため、保険料の減免を行う必要がある場合には、次のア及びイにより合計所得金額を算定する。

ア. 【表1】のCの合計所得金額の算定にあたっては、非自発的失業者の保険料軽減制度を適用した後の所得を用いること。

イ. 【表2】の合計所得金額の算定にあたっては、非自発的失業者の保険料軽減制度による軽減前の所得を用いること。